

令和3年度  
第2回いわき市地域自立支援協議会  
議事要旨

いわき市保健福祉部  
障がい福祉課

会議名	令和3年度第2回いわき市地域自立支援協議会		
日時	令和3年12月21日(火) 午後2時00分から午後3時20分	会場	いわき市役所 第8会議室
出席委員	【構成区分】	(氏名)	(所属・職名)
	学識関係者 障がい者福祉団体 障がい者福祉施設等 障がい者関係機関 市民代表	関 晴朗 吉江 路子 吉村 真澄 渡辺 さゆり 古館 信義 石井 静子 長谷川 勇三 長谷川 秀雄 鍛冶 奈保子 古川 敬【会長】 谷平 耀宗 曾川 孝規 奥貫 秀則 佐藤 香 大和田 実利 渡辺 成子	(独)国立病院機構いわき病院 院長 いわき市盲人福祉協会女性部会 会計 いわき市手をつなぐ育成会 監事 いわき地区自閉症児・者親の会 会長 いわき市身体障害者福祉協会 会長 いわき市聴力障害者会 副会長 いわき市腎臓病患者友の会 いわき地区障がい者福祉連絡協議会 (福)いわき福音協会エデンの家作業療法士 (福)育成会 理事兼本部事務局長 (福)誠心会 理事兼事務局長 福島県立いわき支援学校 校長 いわき公共職業安定所 所長 いわき障害者就業・生活支援センター 所長 (福)いわき市社会福祉協議会生活支援課 主査 いわき市ボランティア連絡協議会
欠席委員	学識関係者 障がい者福祉施設等 障がい者関係機関	三好 圭 田子 久夫 鈴木 テルコ 柳沼 哲	医療創生大学健康医療科学部 准教授 (公財)磐城済世会舞子浜病院 名誉院長 (福)希望の杜福祉会 福島県立平支援学校 校長
事務局	いわき市 基幹相談支援センター 就労支援部会 地域生活支援部会	飯尾 仁 園部 衛 酒井 直人 大谷 奈美 佐藤 和幸 寺島 文俊 猪狩 大樹 加茂 雄一 園部 義博 時實 祐志 浄土 洋輔 鈴木 洋 本田 隆光 白土 修 草野 美保	保健福祉部 部長 同 次長(兼)総合調整担当 保健所地域保健課 課長 障がい福祉課 課長 同 課長補佐 同 支援係長 同 事業係長 同 主査 いわき基幹相談支援センター所長 いわき基幹相談支援センター 同 同 同 (アドバイザー) いわき障がい者相談支援センター 地域生活支援コーディネーター

配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次第</li> <li>(2) 委員名簿</li> <li>(3) 席次表</li> <li>(4) 令和3年度第2回いわき市地域自立支援協議会資料</li> <li>(5) 別冊1「第4次いわき市障がい者計画事業実施状況」</li> <li>(6) 別冊2「第5次いわき市障害福祉計画の実施状況」／「第1期いわき市障害児福祉計画の実施状況」</li> <li>(7) 別冊3「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」</li> <li>(8) 別冊4「いわき市障がい者虐待防止・対応マニュアル」</li> </ul>
------------------	--

## 議事要旨

- 1 開会
- 2 委員及び事務局紹介
- 3 会長あいさつ
- 4 報告事項

いわき市地域自立支援協議会設置要綱第6条に基づき、会長が議長を務めた。(協議事項も同様)

議事	発言者	内容
(1) いわき市障がい者計画等の実施状況について	事務局	<p>配付資料(4)・P 2～11に基づき、令和2年度の総括及び令和3年度以降の計画の考え方を中心に報告。</p> <p>(委員からの質問等なし)</p>
(2) 障害者差別解消法に係る対応状況について	事務局	<p>配付資料(4)・P 11～12に基づき、令和2年度の本市庁内における対応事案について報告。</p> <p>配付資料(4)・P 12～17に基づき、国の動向及び今後の本市の対応(案)について報告。</p> <p>(委員からの質問等なし)</p>
(3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について	事務局	配付資料(4)・P 18に基づき、今年度の取り組み状況等について報告。
	A委員	これから第6波が予想される中で、障がい者が感染し、入院した場合、病院内で障がい特性に応じた支援が受けられるかどうか心配である。ヘルパーを病院に派遣するなど、何らかの対策は考えているか。
	事務局	→ 国の通知において、障がい者が入院したときは、病院は、その障がい特性に応じた支援を行うこととされており、原則として、病院側で対応するものと考えている。
	B委員	質問ではなく、意見であるが、家庭内感染が発生し、感染した者と感染していない者がいる場合、障がいの有無や年齢により、必要な支援が異なる。自宅療養の際の買い物支援など、色々なパターンを想定して準備しておくことが重要である。

## 5 協議事項

議事	発言者	内容
障がい者虐待防止に向けた取り組みについて	事務局	配付資料(4)・P 20～21に基づき、本市の障がい者虐待に係る通報等の状況について説明。 配付資料(4)・P 22に基づき、今後の取り組み（案）について説明。
	C委員	配付資料(4)・P 22で周知の方法として挙げている地域会議について説明してほしい。
	事務局	→ 本協議会の下部組織の一つで、障がい者相談支援センターが主催している。昨年度までは不定期の開催であったが、今年度からは定期的を開催することとした。地域のネットワーク構築や居場所づくり、課題の抽出等を目的とし、地域の障がい者、事業者、住民等が参加している。
	D委員	障がい児の虐待について情報が入った場合、児童相談所や警察へ相談してきたが、配付資料(4)・P 22に記載されている窓口（障がい者虐待防止センター、権利擁護。成年後見センター等）では児童相談所と違う対応ができるのか。
	事務局	→ 児童の一時保護等は県の権限であるため、障がい児の虐待については、これまで同様、児童相談所へ相談してほしい。市の役割としては、障害児通所支援など、通所サービスの提供による措置が必要な場合に児童相談所と連携して対応することとなる。
	D委員	障がい児の保護などが行われた場合、児童相談所から市へ連絡が入るということでよいか。
	事務局	→ お見込みのとおりである。日頃から市と児童相談所との間で情報共有を図っている。
	E委員	配付資料(4)・P 22に市役所出前講座と記載されているが、虐待防止に関する講座があるのか、また、誰が担当しているのか伺いたい。
	事務局	→ 虐待防止という名称にはしていないが、障害者差別解消法及び障がい理解に関する講座がある。また、これまで、障がい福祉課の職員を講師として派遣し

		<p>てきたが、より専門的な講座とするため、基幹相談支援センター職員の同行について検討している。 (→ 会議後、可能な限り基幹相談支援センター職員が同行することを決定)</p>
E 委員		<p>障がい理解の促進に係る活動については、全日本育成会の推奨事業となっている。他地区においては行政と市民が協力して講座等を行っているので、本市においてそのような機会があれば声を掛けてほしい。</p>
E 委員		<p>以前から福祉人材不足と言われており、職員の定着率の低さが気になる。ハローワークにおいて、非専門職を対象とした障がい理解の促進や虐待防止等の取り組みを進めてほしい。</p>
F 委員		<p>→ ハローワークでは、障がい者を雇用する事業所を対象として障がい理解の促進等に関する研修やセミナーを開催している。これらの研修に支援者として従事する方が参加することは不可能ではないと考える。今後、意見を聞きながら検討していきたい。</p>
議長		<p>配付資料(4)・P20の本市の障がい者虐待に係る通報件数等の推移においては、使用者による虐待が平成28年度から令和3年度まで「0件」で推移している。例えば、使用者による虐待は労働関係の問題として処理されるため、福祉部門への通報に至らないということがあるのか。</p>
F 委員		<p>→ 今年度は、具体的な相談があったとは聞いていないが、もし、使用者による虐待の通報がハローワークにあったときは、労働基準監督署や福島労働局と連携して対応することになる。</p>
G 委員		<p>→ 昨年度、いわき障害者就業・生活支援センターが関わっている方のパワハラに関する通報が1件あった。本人が少し被害的に受け取ってしまったため、ハローワークが本人と会社の話聞いて対応してくれた。</p>
議長		<p>就職後は、障がい者虐待ではなく、セクハラやパワハラ等の労働問題として取り上げられることが多いのかもしれないが、問題が適切に解決されるのであれば、</p>

		それも正しい対応の仕方だと感じた。また、福祉分野への通報件数として計上されていなくても、使用者による虐待は実際に起こっているものだと受け取るべきである。
	H委員	配付資料(4)・P22に「従業者に対する研修の実施等」とあるが、市において研修を実施する予定はあるか。また、その研修を受講すれば、義務化の要件を満たすこととなるか。
	事務局	→ 市の権利擁護・成年後見センターにおいて、毎年、施設職員を対象とした虐待防止に関する研修を開催しており、本年も10月に開催した。また、市が主催する研修の受講が義務化の要件を満たすか否かについては、国から当該要件の詳細が示されていないので、現時点では判断できない。国から要件が示されれば、速やかに各法人へ通知する。
	議長	以上の質疑及び意見を踏まえ、事務局案のとおり取り組むこととしてよいか。
	全委員	→ 異議なし。

## 6 その他

議事	発言者	内容
(1) 災害公営住宅の活用について	A委員	配付資料(5)・別冊1・P20に福祉的住宅の拡大とあるが、従来の市営住宅だけでなく、災害公営住宅を福祉的住宅として、活用することを検討してほしい。
	事務局	→ 担当課に伝える。また、担当課から新たな情報が得られたときは協議会で報告する。
(2) 障がい分野への介護保険事業者の参入促進について	A委員	配付資料(6)・別冊2のあちこちに「介護保険事業者の参入促進」とあるが、どのような取り組みを行っているのか。また、介護保険事業者は障がい者への理解が進まず、障がい分野への参入への抵抗が強いと聞いたが、介護保険事業者からどのような反応があるのか。
	事務局	→ ここ数年は、喫緊の課題である計画相談支援事業への参入促進に向け、地域包括支援センターが開催するケアマネージャー交流会等に障がい福祉課等の職員が出席し、障害福祉サービスの現状等について

		<p>説明している（今年度は、平、常磐、内郷の3地区の交流会に出席）。また、希望があれば、障がい者の支援に不安がある事業者を対象に研修等を実施することも併せて伝えている。</p> <p>平成30年11月を最後に、参入に至った介護保険事業者はないが、複数の事業所が興味を示している。</p>
--	--	--

## 7 閉会